〔饅頭屋本節用集太財寶〕短檠（タンケイ）

〔和漢三才圖會三十、二家飾具〕燭臺（中略）短檠（○中略）

燈檠。其短者名短檠、今制加鐶於上、爲油盞蠟燭兩用、

〔貞丈雜記八調度〕一短檠と云は、燈臺の短きを云也、長きをば長檠と云、總名をば燈檠と云、燈臺の事也、

〔宗五大草紙下〕殿中さまざまの事

公方樣御寢所には、御たんけいにともされ候、あぶらつきあかゞね、必下かはらけに水いるべし、御たんけいの臺に油入候、手がめとうしゆみ以下入申候、

〔翁草五〕當代奇覽と題せるものに、あらゆる雜談有り、十が一爰に拾ふ、

一古老の物語に、今の世に有る諸器之類、いにしへより皆有る事の樣におもへども、左には非ず、○中略短檠は利休時代ゟ有、古は皆蠟臺に土器を乘せたり、古代の繪に有る通也、靈山長嘯子竹檠の歌とて、

をしむともやゝくれ竹の燈は世々の玉づさ猶てらせとや

燈臺用法

〔延喜式三十六主殿〕新嘗會供奉料○中略　燈臺二基○中略

十二月晦夜供奉內裏并大極殿豐樂殿武德殿儺料等雜物、○中略燈臺八十基、紫宸殿并御在所料○中略

十二月晦夜官人、當日晚頭率史生殿部今良等、大內前庭、東西相分立燈臺、各相去八尺隨卽燃燈、○下略

〔大饗雜事〕一燈臺十四本首書、寬治記云、尊者前一本、宰相座末一本、辨座末一本、打敷諸大夫行之、

延久記云、公卿座上下、上東第五間立之、依可有主人御座也、下逼机立之、弁少納言座上下、上逼庇巽角柱立之、爲令有奧座雜役之路也、下逼机立之、上官座上下、上逼長押立之、爲鋪祿事座也、下逼机立之、

打敷十四枚料絹十四丈一疋六丈也、枚別一丈、

金銅盞　六口　同盤　六枚　同箸　六金輪鋏